

# 日本商品先物取引協会 会報

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

2023.7 VOL.36



日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

# 目次 (2023.7 VOL.36)

I. ご挨拶	
退任のご挨拶 山崎 恒会長	1
就任のご挨拶 稲垣隆一会長	2
II. 日商協改革について	3
III. 令和5年度事業計画及び収支予算について	6
IV. 令和4年度（令和5年3月期）	
国内商品市場取引を行う会員15社の業務状況について	9
V. 2022（令和4）年の相談等業務レポートの概要について	12
VI. 統計資料等	
1 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況	14
2 店頭商品CFD取引の状況	15
3 登録外務員数の推移	17
4 2022年度 外務員登録資格試験及び登録更新講習 合格・修了率の推移	18
5 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）	19
巻末資料（Ⅱ日商協改革で改正した定款及び諸規則の新旧対照表）	20

# I. ご挨拶

## 退任のご挨拶



平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、私は令和5年6月14日をもちまして、日本商品先物取引協会（日商協）の会長を退任いたしました。

これまで、商品デリバティブ取引の自主規制機関として、①自主規制に係る事業、②外務員登録・資格試験・研修等に係る事業、③苦情・紛争等の解決に係る事業を着実に実行するとともに、内部管理責任者制度等を通じて会員のコンプライアンス水準の向上に向けた自主的努力を支援できるよう、協会の運営に努めてまいりました。

平成30年6月に就任して以来5年間、大過なく会長としての職責を果たせましたのも、皆様方のひとかたならぬご高配の賜物と存じ、謹んで御礼申し上げます。

改めてこの5年間の振り返りますと、一番に思い起こすのは、やはり貴金属等商品の㈱大阪取引所への市場移管、いわゆる総合取引所の発足であります。商品デリバティブ取引の歴史においても一つのターニングポイントだったのではないかと思います。

これは、より多くの新規投資を呼び込むことにより、我が国のデリバティブ市場の競争力を維持・強化するための施策でありましたので、会員の皆様のビジネスが金融商品の世界へ円滑に移行できるよう、日商協としても自主規制規則や外務員登録制度の見直しを図るなど側面から支援してまいりました。

今のところ㈱大阪取引所を含めた商品デリバティブに係る出来高は想定どおりとはいわず伸び悩んでいますが、今後期待したいと思っております。

一方、このような業界環境の変化により、本会の運営がより厳しい状況に直面したことから、令和4年度を日商協改革の1年と位置づけ、業務全般の見直しに加え、理事の任期の短縮と減員、委員会の統廃合、事務局組織の見直し、コストの削減など、今後の協会運営の健全化のために必要と考えられる施策について、皆様の賛同を得ながら進めてまいりました。この6月の総会での審議を経て、ある程度の道筋を付けることができたかと思っております。

後任の会長には、稲垣隆一弁護士が就任することとなりました。稲垣新会長は、日商協のあっせん・調停委員会等の委員や理事を長く務められ、業界に詳しく、高いご見識をお持ちの方ですので、今後の日商協の運営において、より一層の成果を上げていただけることを確信し、期待いたしております。

最後になりますが、商品デリバティブ業界の健全な発展に向けて、引き続き、皆様のご支援とご協力をお願い申し上げますとともに、会員の皆様、関係各位のますますのご健勝とご多幸をご祈念申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。

令和5年6月14日

やまざきひさし  
山崎恒



## 就 任 の ご 挨拶



平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび日本商品先物取引協会（日商協）の会長に就任いたしました稲垣隆一でございます。ここに謹んでご挨拶を申し上げます。

皆様ご存知のとおり、日商協は、商品先物取引法に基づき農林水産大臣及び経済産業大臣から設立の認可を受けた法人であり、商品デリバティブ取引を公正かつ円滑ならしめ、かつ委託者等の保護を図ることを目的としており、商品デリバティブ業界において重要な役割を担っています。私は、会長としての責任を引き受け、業界の健全な発展に尽力することを心からの使命と考えております。

私は2003年（平成15年）にあっせん・調停委員として商品先物取引業界とご縁をいただき、2006年（平成18年）から現在まで日商協の理事を務めてまいりました。

私があっせん・調停委員を務めていた当時は紛争仲介が年間250件もありましたが、近年では年に数件となっており、隔世の感があります。これは自主規制機関として日商協が重要な役割を果たしてきたこともあるでしょうが、それ以上に会員の皆様の努力によりコンプライアンス水準が高まった証であると考えています。このような変化を踏まえつつ、商品デリバティブ取引が経済活動の重要なインフラとして機能し続けるために、日商協としてできることに知恵を絞ってまいりたいと考えております。

協会の健全な運営と業界の発展は、皆様のご支援とご協力によって成り立つと考えておりますので、会員とのコミュニケーションを大切にし、会員との協力関係を築いてまいります。

また、(株)東京商品取引所の貴金属市場等が(株)大阪取引所へ移管された影響が大きいと推察しますが、日商協の会員構成において、店頭商品デリバティブ取引を扱う事業者の比重が相対的に大きくなってきております。このような変化に対し、何かすべきことはあるのか検討してまいりたいと考えております。

ご案内のとおり、商品移管後の国内商品市場取引は厳しい状況が続いております。日商協もだいぶ苦しい時期を過ごしてまいりましたが、山崎前会長の指揮のもとで日商協改革を行っていただき、日商協自身が現時点でできる限りにおいて態勢の再構築はできたと思っています。私はこれを引き継ぎ、日商協の各事業を着実に押し進め、引き続き協会の適切なガバナンスと透明性を確保することにも努める所存です。

最後になりますが、会長としての在任中、至らぬこともあろうかと存じますが、会員をはじめとする業界関係者、理事、監事、職員の皆様、そして社会からのご期待に応えられるよう力を尽くしてまいりますので、山崎前会長と同様にご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

令和5年6月14日

日本商品先物取引協会 会長 稲 垣 隆 一

## Ⅱ. 日商協改革について

令和2年の商品移管後の本会を取り巻く環境が一段と厳しさを増していることに鑑み、令和4年度を本会の改革案検討期間と位置付け、できるものから改革を進めることとし、1月25日付け会報Vo1.35の「日商協改革の進捗状況について」で経過をご紹介しました。

去る6月14日開催の第32回通常総会において、最後の課題である委員会の統廃合に関する定款改正が承認されましたので、これまで実施した日商協改革の概要と今後の取り組みの考え方についてご紹介します。

改正した定款及び諸規則の新旧対照表は、20ページの巻末資料に掲載しています。

### I. 日商協改革について

令和2年の(株)東京商品取引所から(株)大阪取引所への貴金属市場等の移管を一つの契機として、本会を取り巻く環境が一段と厳しさを増していることから、令和4年度の1年間を本会の改革案検討期間と位置付け、個別事業について必要性の低下した業務の縮小や廃止のみならず、事務局組織や理事会、各委員会等の組織・体制の規模縮小に関しても、主務省との調整を踏まえつつ、商品先物取引法（以下「商先法」といいます。）に基づく自主規制機関としての位置付けの下で可能な限り見直すこと、支出については、個別事業の見直し、事務所の移転に加え、人件費の削減を検討することとしました。そして、これらを取りまとめた「日商協改革の進め方」について、第36回臨時総会（令和4年3月22日開催）において説明しました。

その後、できるものから改革を進める一方、事務局組織、理事会や委員会の見直し等については、会員代表者懇談会（令和5年1月16日開催）、第188回理事会（同年1月24日開催）において大筋の方向性が了承されたことから、それらを実現するために必要な定款、諸規則の改正を行うとともに、人件費については退職勧奨にまで踏み込んだうえで、令和4年度変更収支予算、令和5年度事業計画及び収支予算を作成し、第37回臨時総会（同年3月20日開催）で承認されました。

#### 1. 個別業務の見直しについて

##### (1) 法令に基づく業務

商先法令に基づき行っている業務のうち、現状において業務量が減少しているものや所期の目的を達成したと考えられるもの等について、業務内容の簡略化又は業務自体の廃止を主務省に対して提案しました。

主務省から、本会の業務の見直しだけで法令改正は難しいものの、法令に依らない主務省の事務的な要請に基づく業務の見直しと併せて、許容される範囲内で運用による対応が可能との回答があったことから、業務の簡略化を行いました。

##### (2) 本会の定款諸規則に基づく業務

現状において業務量が減少しているもの、業務の合理化により会員及び本会の事務負担の軽減を図れるものについて、運用で対応できるものの簡略化を行うとともに、①定款の施行に関する規則、紛争処理規程に関する細則、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則に定める各種様式の押印の廃止、②会員等の役員使用人に関する規則に基づく役員使用人採用予定者に係る照会手続の電子化を行うこととし、それぞれ規則を改正しました。

## 2. 事務局組織の見直しについて

人件費を削減するため、職員の退職勧奨を行って2月より事務局の職員数を10名から8名（嘱託1名、出向者1名を含む。）に削減しました。

苦情紛争件数や会員の制裁、役員使用人等の指導、勧告、処分に係る事案の減少を受けて業務を効率化するとともに、会員や主務省のニーズを踏まえた自主規制活動に関する企画力の強化を図るため、これまでの業務分野ごとの縦割りの体制を廃止し、自主規制グループと管理グループ研修登録担当を統合して業務部、管理グループ総務・経理担当を総務部とし、相談センターを業務部内に設置する組織変更を4月1日に行いました。

## 3. 役員の見直しについて

### (1) 理事の任期等

役員のうち理事の業務執行に対する責任を明確化するため、その任期を2年から1年に短縮すること、本会で就業している職員数及び業務量を可能な範囲で削減し、専務理事の独占業務がないことから、専務理事は必要に応じて選任することとし、主務大臣の認可のあった5月18日に定款を改正、施行しました。

### (2) 役員を選任方法

定款において理事及び監事は総会において選任すると規定しています。そして、役員選任規程において会員役員の選任は選挙を原則としつつ、総会に出席した会員

の3分の2以上の同意を得たときは、選考委員が指名した候補者を承認する方法によって選任することができるかと規定しています。

今回、理事の任期を1年に短縮することに伴い、会員理事の選任手続の煩雑さを少しでも緩和するため、選考委員に替えて理事会があらかじめ総務委員会の意見を聴いた上で、次期会員役員候補者を選定することとし、役員選任規程、役員選任規程の運用方針、常設委員会及び特別委員会規則を改正して3月1日から施行しました。

## 4. 各種委員会の統廃合について

現在の6つの委員会について、組織の簡素化を目指し、機能及び職務範囲の観点から次のとおり4つの委員会にまとめることとします。

●常設委員会：本会の業務運営に関する重要事項について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べるができる。

○総務委員会 → 存続

○自主規制委員会 → 存続

●権限の委任を受けている委員会

○規律委員会 (統合) → 存続

○綱紀委員会 (廃止)

○外務員登録等資格委員会 (廃止)

・外務員の登録の事務に関する事項（注1） → 理事会に戻す

・外務員資格試験等の実施に関する事項（注2） → 理事会に戻す

○あっせん調停委員会 → 存続

（注1）登録の取消しの2審制の部分を含む。

（注2）外務員の登録、試験等に関する規則は自主規制委員会が所掌する。

この各種委員会の統廃合を行うために、主務大臣に定款変更の認可申請を行い、主務大臣の認可のあった日に改正、施行することとなります。

また、関連する以下の諸規則の改正も定款に合わせて施行しますが、現在、定款変更の認可申請に向けて主務省と協議していますので、定款及び諸規則の新旧対照表は巻末資料から割愛しています。

- ・役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則
- ・役員使用人等に対する指導、勧告、処分に係る聴聞に関する規則
- ・規律委員会規則
- ・規律委員会規則に関する細則
- ・会員等の外務員の登録等に関する規則
- ・外務員資格試験等規則
- ・制裁規程に関する細則

## 5. 事務所賃料の見直しについて

令和4年10月11日に(株)東京商品取引所の堀留ビルから現在の[新事務所](#)に移転したことにより、事務所賃料等を削減しました。

## II. 今後の取り組みについて

本会では、令和5年度事業推進の基本方針（6ページ参照）のとおり、商先法に規定する苦情解決・紛争仲介、不適切な行為等に対する指導、外務員登録等の業務を着実に遂行することにより、自主規制機関としての機能を果たしつつ、会員のニーズや主務省からの要望を踏まえた自主規制活動に関する企画力と実践力の強化を図り、会員や商品デリバティブ取引の状況に対応した事業を展開してまいります。

文責：中曽根

### Ⅲ. 令和5年度事業計画及び収支予算について

令和5年度事業は、3月20日開催の第37回臨時総会において事業計画及び収支予算が承認され、4月1日からスタートいたしました。

本会事業への理解を深めていただくため、令和5年度事業推進の基本方針とともに、令和5年度事業計画及び収支予算を掲載いたします。

#### 【令和5年度事業推進の基本方針】

令和2年7月の商品移管を一つの契機として、国内商品市場取引の出来高の激減とともに、苦情相談、紛争仲介の件数が減少していることを踏まえ、これらの状況の変化に対応すべく、令和4年度を改革案策定の検討期間と位置付け、主務省及び会員と意見交換を行いつつ、改めて商品先物取引法（以下「商先法」という。）の求める自主規制業務の在り方を検討し、個別事業から事務局組織、理事会・委員会等全般にわたる見直しの結果、このほど「日商協改革の今後の進め方について」を取りまとめた。この改革案で必要とされる諸規則の改正については、令和5年2月の理事会で審議し、決議するとともに、定款改正については、3月の臨時総会で審議し、その決議を経て、主務大臣に変更認可申請を行い、認可され次第施行することとしたい。

また、令和4年10月に㈱東京商品取引所の堀留ビルから新しい事務所（日庄ビル）へ移転したほか、令和5年1月に退職勧奨により2名の人員削減を行った。さらに、金融商品取引業者の商品先物取引業への参入を促進する観点から、日本証券業協会に一種外務員として登録されている者の商品デリバティブ取引に係る外務員登録資格について、本会の実施する資格試験に替えて認定講習の受講修了により取得できるようにした。

令和5年度においては、日商協改革を更に推し進め、了承された方向に沿って着実に実行することになる。その上で、㈱東京商品取引所が令和4年4月に電力先物取引の本上場及びLNG（液化天然ガス）先物取引の試験上場を開始したこと、令和5年3月に㈱堂島取引所が取引単位等を小口化した貴金属先物取引の試験上場を開始すること、店頭商品デリバティブ取引の取引規模と会員数が増加していること、主務省の提示したマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る体制整備の期限が令和6年3月であることなどに鑑み、会員のニーズや主務省からの要請を踏まえた自主規制活動に関する企画力と実践力の強化を図り、会員や商品デリバティブ取引の状況に対応した事業を展開する。同時に、商先法に規定する苦情解決・紛争仲介、外務員登録等の業務を着実に遂行することにより、自主規制機関としての機能を果たしていく。



## 令和5年度 事業計画

### 1. 自主規制に係る事業

- (1) 会員の適正な商品先物取引業務の確保
  - ① 内部管理責任者等資格研修、内部管理総括責任者等研修の充実
  - ② マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、反社会的勢力の排除等に係る取組みの支援
  - ③ 商品取引契約（商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約を含む。）の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営
  - ④ 不招請勧誘禁止の例外に対応した適正な商品先物取引業務の確保
  - ⑤ 監査結果や苦情、紛争の発生状況等に応じた助言や指導
  - ⑥ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施
- (2) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備
  - ① 自主規制ルールの整備
  - ② 会員及び商品デリバティブ取引の状況に対応した自主規制機能の検討
- (3) 会員の監査
  - ① 会員の商品先物取引業務及び財務等に関する監査（モニタリング）の実施
  - ② 社内監査の結果に関する調査、フォローアップの実施
- (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
- (5) 個人顧客を対象とした商品先物取引業務を行っている会員の企業情報の開示

### 2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの相談等への適切な対応
- (2) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (3) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な実施
  - ① 紛争仲介業務（商品関連市場デリバティブ取引と跨る事案を含む。）の迅速な実施
  - ② 利用者の声を生かした円滑な紛争仲介業務の実施
  - ③ 紛争仲介業務の質の向上に向けた取組み
- (4) 苦情・紛争等内容の調査、分析及びその情報提供
- (5) 投資家向けの商品先物取引の仕組み等に関する情報提供
- (6) 消費者相談機関等との情報交換

### 3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
- (3) 登録更新講習（日本証券業協会の特例商先外務員のための研修内容の整備を含む。）の的確な運営、実施

- (4) 日本証券業協会の商先限定内部管理責任者のための内部管理責任者等資格研修の講習内容の整備

#### 4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイト（ホームページ）のコンテンツの充実、強化
- (2) 協会事業等に係る情報提供
- ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
  - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
  - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
  - ④ 消費者相談機関等への情報提供
  - ⑤ マスコミ報道機関等への情報提供

以 上

令和5年度 収支予算書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：千円）

科 目	令和5年度予算額①	令和4年度変更予算額②	増 減①-②
I. 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
① 特定資産運用収入	0	8	△8
② 入会金収入	0	3,000	△3,000
③ 会費収入			
定額会費	102,000	100,500	1,500
比例会費	44,271	54,542	△10,271
④ 事業収入			
紛争仲介手数料収入	290	190	100
受講・受験料収入	4,812	3,610	1,202
登録料収入	2,240	2,430	△190
反社照会手数料収入	12	0	12
⑤ 雑収入	30	83	△53
事業活動収入計 (a)	153,655	164,363	△10,708
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
自主規制業務費支出	3,406	2,276	1,130
紛争処理等業務費支出	1,406	1,407	△1
試験登録事業費支出	10,384	5,327	5,057
広報実施費支出	1,480	1,273	207
職員給与支出	34,565	61,788	△27,223
役員報酬支出	6,628	10,838	△4,210
退職給付支出	0	57,369	△57,369
事務所賃料支出	5,874	12,125	△6,251
その他業務管理費支出	8,976	10,376	△1,400
事業費支出計 (b)	72,719	162,779	△90,060
②管理費支出			
職員給与支出	35,703	22,256	13,447
役員報酬支出	6,694	3,712	2,982
退職給付支出	0	15,098	△15,098
総会・委員会支出	2,994	2,256	738
事務所賃料支出	5,874	4,139	1,735
その他業務管理費支出	19,638	13,376	6,262
管理費支出計 (c)	70,903	60,837	10,066
事業活動支出計 (d) = (b) + (c)	143,622	223,616	△79,994
事業活動収支差額 (e) = (a) - (d)	10,033	△59,253	69,286
II. 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
①特定資産取崩収入			
退職給付引当資産取崩収入	0	72,467	△72,467
運営準備引当資産取崩収入	10,000	20,131	△10,131
過怠金	0	10,000	△10,000
立退料	0	34,584	△34,584
投資活動収入 (f)	10,000	137,182	△127,182
2. 投資活動支出			
①特資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	12,134	27,629	△15,495
運営準備引当資産取得支出	10,000	54,715	△44,715
運営準備過怠金引当資産取得支出	0	10,000	△10,000
②敷金保証金	0	4,322	△4,322
③事務所移転、造作、仲介手数料	0	10,127	△10,127
④その他投資活動支出	131	523	△392
投資活動支出計 (g)	22,265	107,316	△85,051
投資活動収支差額 (h) = (f) - (g)	△12,265	29,866	△42,131
当期収支差額 (A) = (e) + (h)	△2,232	△29,387	27,155
前期繰越収支差額 (B)	2,232	31,619	△29,387
次期繰越収支差額 (C) = (A) + (B)	0	2,232	△2,232

## IV. 令和4年度(令和5年3月期)国内商品市場取引を行う会員15社の業務状況について

本会では、定款の施行に関する規則第7条第1項第2号により、会員各社から商品先物取引法第224条第2項に基づく商品先物取引法施行規則第117条第1項第1号に規定する月次報告書を毎月提出していただいております。

この度、会員が取り扱う国内商品市場取引の状況を把握する観点から、売買枚数、受取手数料、預り証拠金及び委託者数について月次報告書のデータを集計し、令和3年度(対象17社)と令和4年度(対象15社)の比較を行いました。

なお、令和4年度は前年度比で売買枚数、受取手数料、預り証拠金、委託者数が減少しており、実働委託者数のみ増加しています。

### 集計方法等について

1. 集計は翌月20日までに会員各社から提出された月次報告書(省令様式第12号)に基づいており、提出後に訂正のなされた数値は反映していない。
2. 集計のため、百万円単位未満を四捨五入している。

### 1. 売買枚数

	令和3年度 (令和3年4月～令和4年3月)	令和4年度 (令和4年4月～令和5年3月)	増減率
国内市場全体の売買枚数	8,291千枚	4,252千枚	▲48.7%
会員売買枚数(自己取引を含む)	8,040千枚	3,501千枚	▲56.5%
会員の占有率	97.0%	82.3%	—

#### 【コメント】

令和4年度は、前年度比で国内市場全体の売買枚数が4,039千枚(▲48.7%)の減少、会員売買枚数も4,539千枚(▲56.5%)の減少となっています。

### 2. 受取手数料

	令和3年度 (令和3年4月～令和4年3月)	令和4年度 (令和4年4月～令和5年3月)	増減率
会員の受取手数料の合計	2,001百万円	1,260百万円	▲37.0%
R3年度比 受取手数料増加会員	—	3社	
R3年度比 受取手数料減少会員	—	12社	

※1 受取手数料の合計は、期中に本会を脱退した2社は含まない。

※2 受取手数料が百万円未満の会員は集計から除外している。

※3 受取手数料には、国内商品市場取引のほか、外国商品市場取引を含んでいる場合がある。

※4 9月決算の会員は、決算期に合わせ令和2年10月～令和3年9月、令和3年10月～令和4年9月の額で集計し比較した。

#### 【コメント】

令和4年度は、会員の受取手数料は前年度比で741百万円(▲37.0%)の減少となっています。



### 3. 預り証拠金

	令和3年度 (令和4年3月末日現在)	令和4年度 (令和5年3月末日現在)	増減率
会員の預り証拠金の合計	92,800 百万円	60,029 百万円	▲35.3%
R3 年度比 預り証拠金増加率 10%以上	—	5 社	
R3 年度比預り証拠金±10%の範囲内	—	5 社	
R3 年度比 預り証拠金減少率 10%以上	—	5 社	

※ 預り証拠金には、国内商品市場取引のほか、外国商品市場取引を含んでいる場合がある。

#### 【コメント】

- (1) 令和4年度は、前年度比で会員の預り証拠金が 32,771 百万円 (▲35.3%) の減少となっています。
- (2) 会員の預り証拠金の増加又は減少した会員数は、増加率 10%以上が 5 社、±10%の範囲内が 5 社、減少率 10%以上が 5 社となっています。

### 4. 委託者数

	令和3年度 (令和4年3月末日現在)	令和4年度 (令和5年3月末日現在)	増減率
委託者数の合計	19,767 人	18,938 人	▲4.2%
実働委託者数	728 人	744 人	2.2%
稼働率 (実働委託者数/委託者数)	3.7%	3.9%	—
R3 年度比 委託者数増加率 10%以上	—	1 社	
R3 年度比 委託者数±10%の範囲内	—	9 社	
R3 年度比 委託者数減少率 10%以上	—	5 社	

#### 【コメント】

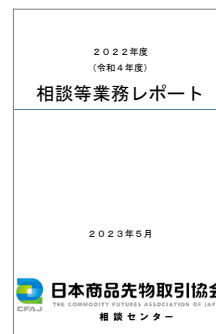
- (1) 令和4年度は、委託者数の合計は 829 人 (▲4.2%) の減少、実働委託者数は 16 人 (2.2%) の増加となっています。
- (2) 委託者数の増加又は減少した会員数は、増加率 10%以上が 1 社、±10%の範囲内が 9 社、減少率 10%以上が 5 社となっています。

文責：小河

# V. 2022 (令和4) 年度の相談等業務レポートの概要について

相談センターでは投資家等へ情報提供の一環として、前年度に寄せられた相談（問い合わせ）、苦情及び紛争仲介の受付、処理状況を整理・分析し、「相談等業務レポート」としてとりまとめ、協会ウェブサイト「資料・統計」メニューの「[相談センターの業務状況](#)」で公表しています。

本年は6月6日に2022年度（令和4年度）分を公表しました。ここで「相談等業務レポート」の内容を簡単にご紹介します。



## 1. 主な記載項目

相談等業務レポートでは、以下の項目について、受付件数、申出人の属性、申出内容等の分類と分析を行っています。

- I. 概況（2022年度）
- II. 2022年度における問い合わせ、苦情及び紛争仲介の処理状況（直近5年度との比較）
  1. 問い合わせの受付状況
  2. 苦情の受付及び処理状況
  3. 紛争仲介の受付及び処理状況
  4. 苦情等（苦情と紛争仲介直接申出）の状況

## 2. 2022年度（令和4年度）の内容

1999年（平成11年）の相談センター開設から2022年で24年目となりました。この間、問い合わせ、苦情及び紛争仲介の受付件数は、いずれも大きく減少しております。2022年度の受付件数はその全てで過去最少となり、特に苦情は2年連続で申出が0件でした。

### ▼2022年度と前年度との比較並びにピーク年度の件数

	2022年度	2021年度	前年度比	ピーク時件数（年度）
問い合わせ	128件	143件	▲15件	8,221件（2001年度）
苦情	0件	0件	—	503件（1999年度）
紛争仲介	1件	5件	▲4件	250件（2004年度）

## 3. 受付事例（「相談等業務レポート」より一部抜粋）

2022年度中に本会に寄せられた「問い合わせ」の主な相談内容及び「紛争仲介」の主な申出内容は以下のとおりでした。（2022年度は「苦情」の申出がありませんでした。）

### (1) 問い合わせ

- ❖ 自分は79歳である。インターネット専業業者にFX口座を開いており、商品についても情報量が多く口座を開こうと思ったが、75歳までと書いてあるのはなぜか。ネット取引は外務員が関与せず、投資家が自分で判断するので年齢制限は不要である。（男性、70歳代、店頭取引）
- ❖ 対面取引で原油の決済の指示を出したにもかかわらず引き止められてしまい、2、3度ほど決済の指示が通らなかった。最終的には指値で受注されたので、損失の請求等は行わないが、これは仕切り拒否に該当するのではないか。また、今後もこのような対応がなされた場合、どうすればよいか教えてほしい。（男性、50歳代、国内取引）

## (2) 紛争仲介

- ❖ 法人申出人の代表者は、「特に興味はない」「結構です」と明確に断ったにもかかわらず、相手方外務員は、「お話だけでも。お時間が合えば」などと執拗に勧誘を続け、ドバイ原油の勧誘の際、チャートを示しながら「下がるパターンに入っている」などと、価格が特定の方に確実に向かうかのように話した。

文責：小河

## VI. 統計資料等

### 1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者（商先業者）の状況

年度	商先業者数		国内市場 売買枚数 (千枚)	国内市場 取組高 (千枚)	国内市場 商先業者 売買枚数 (千枚)	国内取引 を行う社 の外務員 (人)	手数料 収入 (百万円)	国内取引 苦情・ 紛争仲介 直接申出 (件)	
	全体	国内取 引社数							
H17年度	—	86	215,489	1,514	182,145	12,055	223,839	385	
H18年度	—	79	170,133	1,080	141,951	9,678	153,760	279	
H19年度	—	70	142,141	661	114,494	6,926	113,659	286	
H20年度	—	49	92,623	415	63,641	4,801	62,128	195	
H21年度	—	37	68,518	447	44,990	3,511	48,420	100	
H22年度	53	33	63,570	393	44,654	2,788	44,236	55	
H23年度	59	33	65,818	394	50,662	2,409	46,222	66	
H24年度	56	32	56,227	391	47,185	2,314	43,174	48	
H25年度	51	32	48,377	265	43,571	2,308	34,370	40	
H26年度	49	31	46,028	337	41,929	2,277	31,400	27	
H27年度	47	29	53,118	392	50,025	2,141	26,795	35	
H28年度	45	28	51,632	510	48,516	2,089	25,686	11	
H29年度	44	27	51,380	519	49,417	1,891	23,746	16	
H30年度	45	27	42,617	341	41,228	1,771	22,297	13	
R元年度	41	25	43,413	265	42,326	1,677	23,729	15	
R2年度	38	21	19,969	130	19,353	1,427	5,995	18	
R3年度	34	17	8,291	74	8,040	1,034	1,915	4	
R4年度	36	16	4,252	49	3,501	1,011	1,259	1	
R 5 年 度	4月	36	16	378	52	316	1,002	95	0
	5月	36	16	426	57	374	1,082	110	0
	6月	36	16	集計中	63	集計中	1,106	集計中	0
	合計	—	—	804	—	690	—	205	0
前年度比 4～5月	—	—	95.9%	—	103.6%	—	105.1%	0.0%	

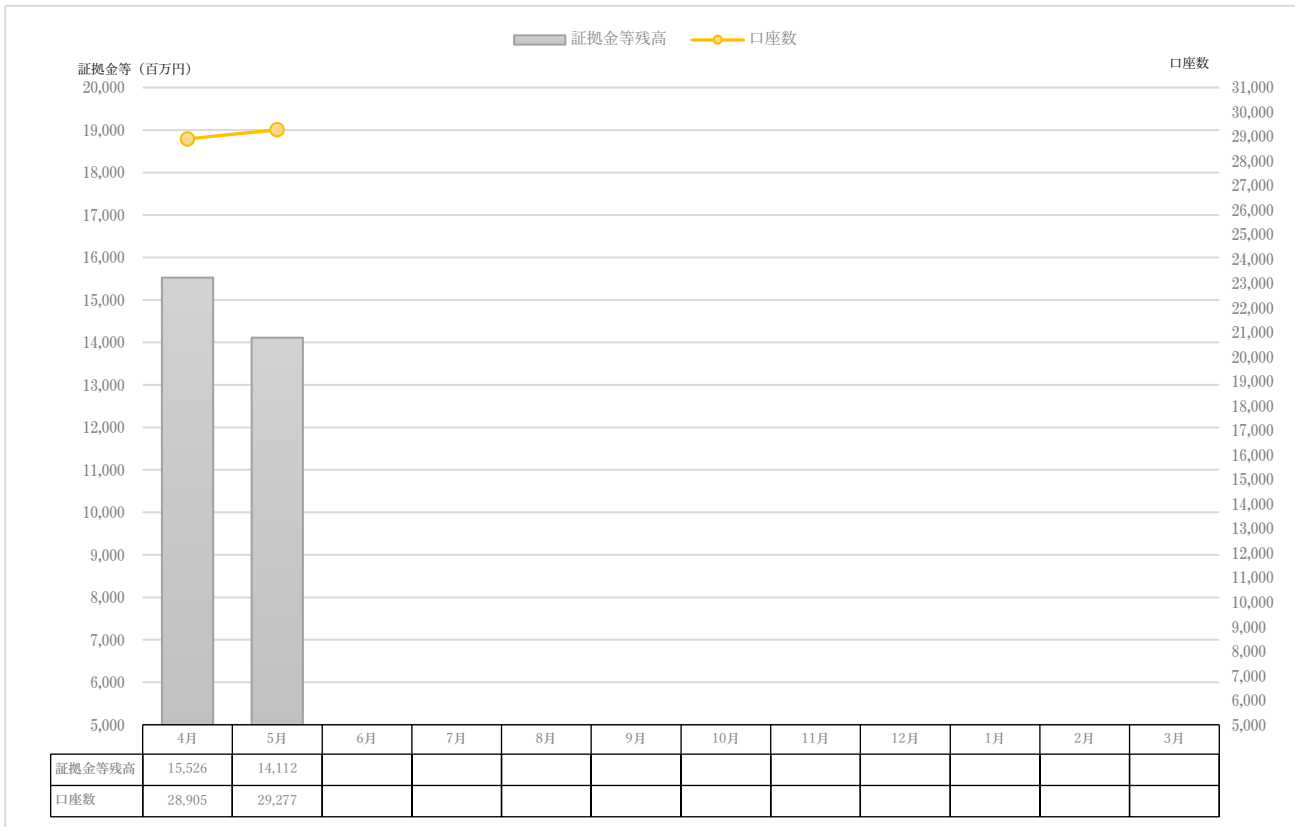
- 1) 商先業者数、国内市場取組高、国内取引を行う社の外務員数は年度末現在、これ以外は年度累計の値である。
- 2) 商先業者は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内市場取引のみが規制の対象であった。
- 3) 年度末日（月末日）に廃業した会社に係る外務員数は数値に含めているが、商先業者数からは除いている。
- 4) 平成23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

出典：国内市場売買枚数は令和2年7月まで日本商品清算機構「出来高速報」、それ以降は各商品取引所、国内市場取組高は平成19年度まで全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」等（各月央値）、20年度以降は各商品取引所（月末値）、それ以外は協会調べ



## 2. 店頭商品CFD取引の状況

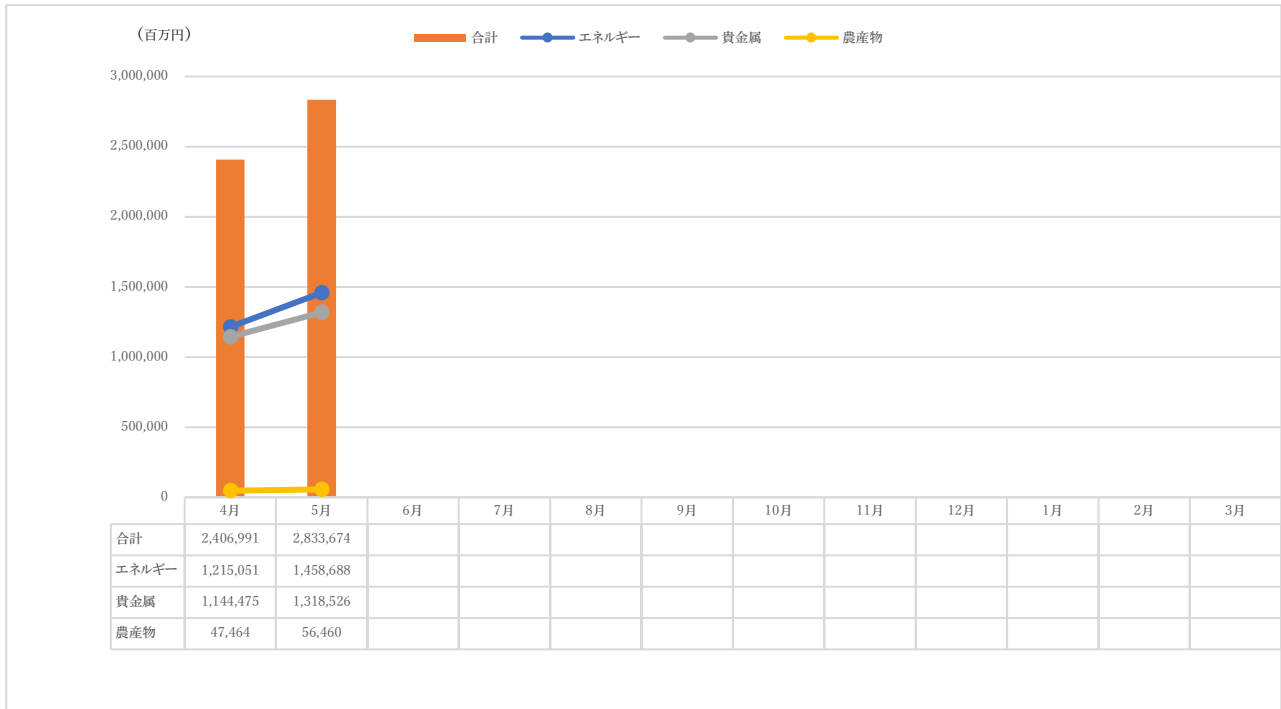
### (1) 2023（令和5）年度 月末証拠金等残高と口座数



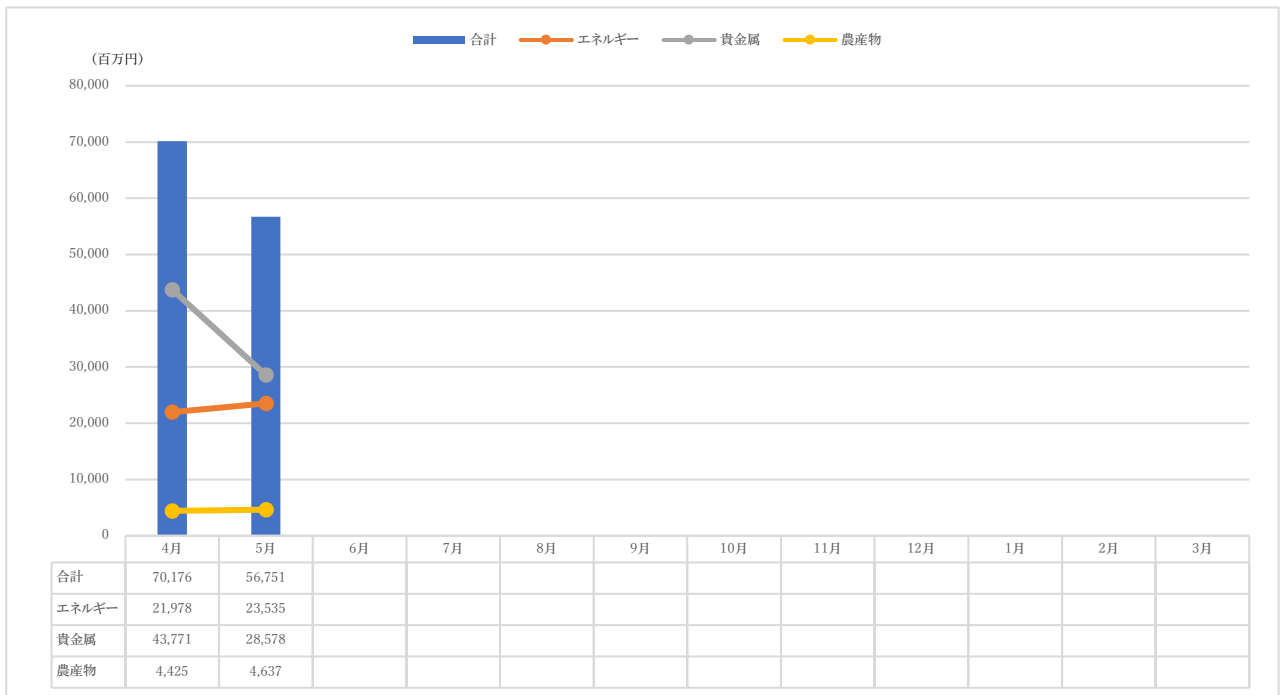
### (2) 2023（令和5）年度 月間取引件数



(3) 2023（令和5）年度 月間取引金額



(4) 2023（令和5）年度 月末建玉残高



### 3. 登録外務員数の推移

本会では商品先物取引法に基づき外務員の登録事務を行っております。3. 及び4. では、登録外務員に係るそれぞれの統計を掲載しました。

詳細なデータは本会 Web サイトの資料・統計「[登録外務員数の推移](#)」をご覧ください。

平成 21 年度まで

(単位：人)

	前年度末外務員数	新規・再登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成 17 年度	14,611	4,271	729	6,827	12,055
平成 18 年度	12,055	2,695	545	5,072	9,678
平成 19 年度	9,678	1,668	457	4,420	6,926
平成 20 年度	6,926	980	287	3,105	4,801
平成 21 年度	4,801	715	887	2,005	3,511

平成 22～令和 4 年度

(単位：人)

	前年度末外務員数			新規・再登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当年度末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
平成 22 年度	3,511	3,511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2,788	0
平成 23 年度	2,801	2,788	0	28,208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29,077	2,409	272
平成 24 年度	29,077	2,409	272	4,173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30,613	2,314	194
平成 25 年度	30,613	2,314	194	3,306	388	20	193	191	0	2,802	410	33	31,117	2,308	181
平成 26 年度	31,117	2,308	181	2,673	344	38	200	200	0	1,987	375	32	31,803	2,277	187
平成 27 年度	31,803	2,277	187	2,911	280	40	472	471	0	2,249	416	59	32,465	2,141	168
平成 28 年度	32,465	2,141	168	2,912	306	20	372	370	0	2,526	358	51	32,851	2,089	137
平成 29 年度	32,851	2,089	137	2,922	307	95	11,612	185	61	12,491	505	65	23,282	1,891	167
平成 30 年度	23,282	1,891	167	2,330	227	21	1,534	167	6	2,506	347	32	23,106	1,771	156
令和元年度	23,106	1,771	156	2,038	209	46	1,224	176	2	2,677	303	55	22,467	1,677	147
令和 2 年度	22,467	1,677	147	2,513	100	1	855	164	4	2,386	290	14	22,594	1,427	134
令和 3 年度	22,594	1,427	134	2,329	86	6	1,102	268	1	2,723	479	98	22,200	1,034	42
令和 4 年度	22,200	1,034	42	1,888	105	0	1,502	225	1	2,637	128	5	21,451	1,011	37

※ 平成 23 年 1 月 1 日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

令和 5 年度

(単位：人)

	前月末外務員数			新規・再登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
4 月	21,451	1,011	37	112	17	0	1,499	2	0	356	26	0	21,207	1,002	37
5 月	21,207	1,002	37	184	86	0	3,635	15	0	153	6	0	21,238	1,082	37
6 月	21,238	1,082	37	239	36	0	956	34	0	188	12	0	21,289	1,106	37

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

#### 4. 2022 年度 外務員登録資格試験及び登録更新講習 合格・修了率の推移 (四半期ごと)

全会員		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
限定試験 (※)	受験者数(A)	26名	13名	29名	35名	103名
	合格者数	21名	9名	17名	26名	73名
	不合格者数	5名	4名	12名	9名	30名
	合格率	80.8%	69.2%	58.6%	74.3%	70.9%
総合試験 (※)	受験者数(B)	36名	19名	17名	14名	86名
	合格者数	34名	16名	13名	12名	75名
	不合格者数	2名	3名	4名	2名	11名
	合格率	94.4%	84.2%	76.5%	85.7%	87.2%
登録更新 講習	受講者数(C)	78名	38名	36名	90名	242名
	修了者数	78名	38名	36名	90名	242名
	修了率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	うち再登録者 数	17名	13名	3名	10名	43名
合計	(A)+(B)+(C)	140名	70名	82名	139名	431名

(※) 外務員登録資格試験は、令和3年7月から現行の商先法に関する知識を問う設問に、金商法及びその周辺知識の有無を確認する設問を追加した「商品デリバティブ取引総合試験」と、追加した設問を受験する必要のない「商品先物取引限定試験」となった。



## 5. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

### (1) 相場情報、ヒストリカルデータ

㈱東京商品取引所

- 「[先物・オプション関連](https://www.jpx.co.jp/markets/derivatives/index.html)」 <https://www.jpx.co.jp/markets/derivatives/index.html>  
「[商品先物価格情報](https://cf.market-info.jp/Japanese/Future/PriceInfoListToCom)」 <https://cf.market-info.jp/Japanese/Future/PriceInfoListToCom>

㈱堂島取引所

- 「[相場表](https://www.odex.co.jp/data/market-information/market-gold)」 <https://www.odex.co.jp/data/market-information/market-gold>  
「[ヒストリカルデータ](http://www.odex.co.jp/market/his_index.html)」 [http://www.odex.co.jp/market/his\\_index.html](http://www.odex.co.jp/market/his_index.html)

### (2) 統計データ

- 日本商品先物振興協会 [業界統計データ](https://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html) <https://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html>  
日本商品委託者保護基金 [経営統計年報等](https://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm) <https://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm>

### (3) （一般向け）先物取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

- ㈱東京商品取引所（「[個人・一般の皆様](https://www.jpx.co.jp/individuals/index.html)」） <https://www.jpx.co.jp/individuals/index.html>  
㈱堂島取引所（「[商品先物取引ガイド](http://www.odex.co.jp/guide/about.html)」） <http://www.odex.co.jp/guide/about.html>  
日本商品先物振興協会（[取引をなさる方へ](https://www.jcfia.gr.jp/index.html#1)） <https://www.jcfia.gr.jp/index.html#1>  
〃（[産業界の皆様へ](https://www.jcfia.gr.jp/index.html#6)） <https://www.jcfia.gr.jp/index.html#6>

# 巻末資料 (Ⅱ.日商協改革で改正した定款及び諸規則の新旧対照表)

「定款の施行に関する規則」様式の一部改正<令和5年2月28日改正、3月1日施行>

様式第1号

令和 年 月 日

日本商品先物取引協会  
会 長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者名 印

## 会員代表者に関する（変更）届出書

貴協会定款第12条の規定に基づき、弊社の会員代表者を下記のとおり（届出・変更）いたします。

記

	役職名	氏 名
ふりがな		
新		
旧		
変 更 年 月 日		令 和 年 月 日

- (注) 1. 役職名は略さず、正式な役職名を記入して下さい。  
2. 変更の場合には、変更年月日を記入して下さい。

【添付書類】 会員代表者となる者の履歴書又は職務経歴書

担当者の所属部署名	
担当者の氏名	
担当者の電話番号	
担当者のメールアドレス	

令和 年 月 日

## 紛争仲介の申出書

日本商品先物取引協会 御中

下記の紛争について、紛争仲介をお願いいたします。

なお、貴協会に紛争仲介をお願いするについては、紛争処理規程等関係規則に従い、信義を重んじ、誠実に紛争の解決に努力いたします。

記

1. 申出年月日 令和 年 月 日

2. 申出人

(1) 氏名又は商号等 (代表者名)	(フリガナ)	印	歳
(2) 職業			
(3) 住所又は所在地	〒		
(4) 連絡先	TEL ( )	—	[ 自宅 ]
	TEL ( )	—	[ ]

3. 紛争の相手方 \*紛争の相手方が商品先物取引仲介業者にあつては、会員である所属商品先物取引業者の商号等（代表者）及び住所又は所在地を点線下に記載すること。

(1) 氏名又は商号等 (代表者名)	(フリガナ) .....
(2) 住所又は所在地	.....
(3) 連絡先	.....







6. 取引の状況について

(1) 取引の経緯等 (必ずお書き下さい)

①取引期間	平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日
②担当外務員の氏名 (会員等商号等・営業所・役職)	(フリガナ)
③商品デリバティブ取引の種類及び投下資金の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内商品市場取引 (取引所名: ) (商品名 )</li> <li>・外国商品市場取引 (取引所名: ) (商品名 )</li> <li>・店頭商品デリバティブ取引 [CFD・スワップ・その他] (商品名 )</li> </ul> 入金額 円 出金額 円 損益 円
④本会の紛争仲介制度を知った経緯	1. 契約締結前に交付を受けた書類を見て 2. 別機関より紹介をうけて (紹介者名: ) 3. その他 ( )

(2) 本件取引以前の取引の経験等 (「有」の場合は、必要事項を具体的にお書きください)

①商品デリバティブ取引の経験	1. 有 [国内商品市場取引・外国商品市場取引・店頭商品デリバティブ取引] (取引所名: ) (商品名: ) (会員等名 : 年 月 日～ 年 月 日) 入金額 円 出金額 円 損益 円 2. 無
②株式等の経験	1. 有 (種類 : 年 月 日～ 年 月 日) 2. 無

7. 証拠 (添付) 書類一覧


(注) ご提出頂く際には、必ずそのコピーをお送り頂き、原本はお手元にて保管してください。

以上

## 同意書

日本商品先物取引協会 御中

下記の紛争について、申出人である会員等が貴協会に紛争仲介を申し出ることにご同意します。  
なお、紛争仲介をお願いするについては、紛争処理規程等関係規則に従い、信義を重んじ、誠実に紛争の解決に努力いたします。

(フリガナ)

1. (1) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(2) 住所 \_\_\_\_\_

(3) 連絡先 Tel ( ) -

2. 同意した日 令和 年 月 日

3. 申出人である会員等の商号又は名称 \_\_\_\_\_

4. 紛争の内容


以上

## 同意の撤回届出書

日本商品先物取引協会 御中

下記の紛争について、申出人である会員等が貴協会に紛争仲介を申し出ることに同意しておりましたが、今般その同意を撤回することとしましたので、この旨届け出ます。

(フリガナ)

1. (1) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(2) 住所 \_\_\_\_\_

(3) 連絡先 Tel ( ) -

2. 同意を撤回した日 令和 年 月 日

3. 申出人である会員等の商号又は名称 \_\_\_\_\_

4. 同意を撤回する理由（特段の理由がある場合に記載してください）


以上

## 答 弁 書

日本商品先物取引協会 御中

相手方の  
氏名又は商号等 \_\_\_\_\_

担当者部署・役職・氏名 \_\_\_\_\_

担当者電話 \_\_\_\_\_

担当者メール \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

当方を相手方として紛争仲介の申出が行われた事案について、下記のとおり答弁いたします。

### 記

1. (1) 申出人の氏名又は商号等 \_\_\_\_\_

(2) 住 所 \_\_\_\_\_

(3) 申出受付番号 NO. 00-000-0000

2. 申出の趣旨に対する答弁


3. 紛争の経過及び事情等に対する答弁（別紙〔A4サイズ〕に記載のうえ提出）

4. 証拠書類（添付書類）

--

以 上

令和 年 月 日

## 取 下 書

日本商品先物取引協会 御中

申出人の  
氏名又は商号等 \_\_\_\_\_ 印

〔代表者名〕 \_\_\_\_\_

貴協会に紛争仲介を申し出ておりました下記事案について、下記の理由により取下げいたします。

### 記

1. 申出年月日                   平成・令和      年      月      日
2. 申出受付番号               NO.   00-000-0000
3. 申出人の氏名又は商号等   \_\_\_\_\_
4. 相手方の氏名又は商号等   \_\_\_\_\_
5. 取下げの理由
  - 裁判所へ訴訟を提起することとしたため。
  - 裁判所へ民事調停を申し立てることとしたため。
  - 弁護士会へ仲裁を申し立てることとしたため。
  - 商品取引所へあっせんを申し立てることとしたため。
  - その他の紛争解決機関へ紛争の解決を申し立てることとしたため。
  - その他の理由  
( \_\_\_\_\_ )

以 上



令和 年 月 日

## 閲覧・謄写申請書

日本商品先物取引協会 御中

申請人の  
氏名又は商号等 \_\_\_\_\_ 印

〔代表者名〕 \_\_\_\_\_

紛争仲介の資料として貴協会に提出した資料について、閲覧又は謄写申請いたします。

### 記

1. 紛争仲介申出年月日 平成・令和 年 月 日

2. 紛争仲介受付番号 NO. 00-000-0000

3. 相手方の氏名又は商号等 \_\_\_\_\_

4. 閲覧又は謄写の別 ※ 該当するものを○で囲んで下さい。

〔 閲 覧 ・ 謄 写 ・ 両 方 〕

5. 申請をする資料

- 口座設定申込書
- 約諾書
- 証拠金預り証
- 売買報告書及び売買計算書
- 残高照合通知書
- その他

( )

以 上

「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則」様式の一部改正

<令和5年2月28日改正、3月1日施行>

別紙1（第8条第1項 第22条第1項関係）

令和 年 月 日

日本商品先物取引協会 御中

会 員 名

会員代表者

印

違反等行為に係る届出書

(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	外務員登録番号
( )	男・女	年 月 日	
現住所（現在連絡の取れる場所） 〒  (TEL - - )			
違反等行為の該当条項			
違反等行為の概要			

(注) 役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則第8条第2項又は第22条第2項に基づき、本会に対して経過報告を行わなければならない。

本件に関する連絡先

担当部署：

担当者：

連絡先 (TEL)：

(メールアドレス)：

日本商品先物取引協会 御中

会 員 名

会員代表者

印

## 違反等行為に係る届出書に関する顛末報告書

(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	外務員登録番号
( )	男・女	年 月 日	
現住所（現在連絡の取れる場所） 〒  (TEL - - )			
社内処分の状況	処分済み・その他		
【社内処分の内容】			
違反等行為に関する顛末報告			

(注1) 【社内処分の内容】には、社内処分の状況を詳細に記載すること。社内処分を行わなかったときは、その理由を記載すること。

(注2) 役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則第9条第3項又は第23条第3項に基づき、会員が顛末報告書を本会に提出したときは、当該役員使用人等に対しその旨を書面により通知しなければならない。

(注3) 違反等行為の内容が商品先物取引業の信用を著しく失墜させるものであるときは、その旨及び理由を付記すること。

(注4) 法令違反発生の場合には、関係証拠書類を添付すること。

本件に関する連絡先

担当部署：

担当者：

連絡先（TEL）：

(メールアドレス)

「会員等の役員使用人に関する規則」一部改正<令和5年2月28日改正、4月1日施行>

新	旧
<p>第1条～第2条の2 (略)</p> <p>(本会への照会)</p> <p>第3条 会員は、役員使用人として採用しようとする者が他の会員又は商品先物取引仲介業者の役員使用人であったときは、あらかじめ、本会に対し、指導等規則第16条に規定する一級不都合行為者の取扱い及び前条各号に掲げる指導等の有無について、照会しなければならない。</p> <p>2 本会は、前項の規定による照会があったときは、照会に係る事項について、遅滞なく、当該会員に回答する。また、指導等があった場合は、その内容等を併せて回答する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条～第10条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>第1条～第2条の2 (略)</p> <p>(本会への照会)</p> <p>第3条 会員は、役員使用人として採用しようとする者が他の会員又は商品先物取引仲介業者の役員使用人であったときは、あらかじめ、本会に対し、指導等規則第16条に規定する一級不都合行為者の取扱い及び前条各号に掲げる指導等の有無について、<u>別紙1の照会書により</u>照会しなければならない。</p> <p>2 本会は、前項の規定による照会があったときは、照会に係る事項について、遅滞なく、<u>別紙2により</u>当該会員に回答する。また、指導等があった場合は、その内容等を併せて回答する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条～第10条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>別紙1 (第3条第1項、第9条第2項関係)</u></p> <p><u>別紙2 (第3条第2項、第9条第2項関係) (回答書)</u></p>

「定款」一部改正<令和5年5月18日改正、同日施行>

新	旧
<p>第3章 機 関</p> <p>第1節 役 員 等</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第20条 (略)</p>	<p>第3章 機 関</p> <p>第1節 役 員 等</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第20条 (略)</p>

新	旧
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 理事のうちから、会長1人、副会長2人以内を互選する。このほか、必要に応じ専務理事1人、常務理事1人を互選することができる。	4 理事のうちから、会長1人、副会長2人以内、 <u>専務理事1人</u> を互選する。このほか、必要に応じ常務理事1人を互選することができる。
(任期)	(任期)
第23条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。	第23条 役員 <u>の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</u>
2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠により選任された監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。	2 補欠又は増員により選任された役員 <u>の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。</u>
<u>附 則</u>	(新 設)
1. この定款の変更は、 <u>主務大臣の認可のあった日(令和5年5月18日)から施行する。</u>	(新 設)
2. この定款の変更の直前の定款により選任された理事である者の任期は、令和5年に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。	(新 設)
3. この定款の変更の直前の定款により選任された監事である者の任期は、令和6年に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。	(新 設)

「役員選任規程」一部改正<令和5年2月28日改正、3月1日施行>

新	旧
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)
(選任の方法の基本)	(選任の方法の基本)
第3条 会員役員の選任は、選挙によって行う。ただ	第3条 会員役員の選任は、選挙によって行う。

新	旧
<p>し、総会に出席した会員の3分の2以上の同意を得たときは、<u>理事会</u>が指名した候補者を承認する方法によって選任することができる。</p>	<p>ただし、総会に出席した会員の3分の2以上の同意を得たときは、<u>選考委員</u>が指名した候補者を承認する方法によって選任することができる。</p>
<p>2～3 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p>
<p>第4条～第6条 (略)</p>	<p>第4条～第6条 (略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第2章 選 挙</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 選 挙</b></p>
<p>第7条～第14条 (略)</p>	<p>第7条～第14条 (略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第3章 指名候補者の承認による選任</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 指名候補者の承認による選任</b></p>
<p><u>(理事会による選定)</u></p>	<p><u>(選考委員)</u></p>
<p>第15条 第3条第1項ただし書きに規定する方法により会員役員を選任する場合における候補者の選定は、<u>定款第40条第1号に規定する事項として理事会が行う。</u></p>	<p>第15条 第3条第1項ただし書きに規定する方法により会員役員を選任する場合における候補者の選定は、<u>選考委員が行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>2 <u>選考委員は、6人以上10人以内とし、会員代表者のうちから、役員の選任ごとに総会において選任する。</u></p>
<p>2 <u>理事会は、あらかじめ総務委員会の意見を聴いて、第1項に定める候補者の選定を行うものとする。</u></p>	<p>3 <u>選考委員は、選考委員のうちから委員長を互選する。</u></p>
<p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p><u>(選考結果の報告及び総会の承認)</u></p>
<p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>第16条 <u>選考委員長は、候補者の選定が終わったときは、その結果を議長に報告するものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>2 <u>前項の報告があったときは、議長は、候補者を会員役員として選任することにつき、総会に諮るものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>
<p><u>この改正は、令和5年3月1日から施行する。</u></p>	



「役員選任規程の運用方針」一部改正＜令和5年2月28日改正、3月1日施行＞

新	旧
<p>1. 2つの選任方法の運用方針 (1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年3月1日から施行する。</u></p>	<p>1. 2つの選任方法の運用方針 (1)～(3) (略)</p> <p><u>2. 指名候補者の承認方式の場合の選考委員の提案</u> <u>選考委員の選任の提案は、会長が行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

「常設委員会及び特別委員会規則」一部改正＜令和5年2月28日改正、3月1日施行＞

新	旧
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>
<p>第2章 常設委員会</p>	<p>第2章 常設委員会</p>
<p>(種類及び所掌事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">①～⑩ (略)</p> <p>(2) 総務委員会</p> <p style="padding-left: 20px;">① (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">② <u>会員役員の選出に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 20px;">③ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">④ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">⑤ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">⑥ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">⑦ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">⑧ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">⑨ (略)</p>	<p>(種類及び所掌事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">①～⑩ (略)</p> <p>(2) 総務委員会</p> <p style="padding-left: 20px;">① (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">② (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">③ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">④ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">⑤ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">⑥ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">⑦ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">⑧ (略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

新	旧
<p>第3条～第11条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 特別委員会</p> <p>第12条～第14条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年3月1日から施行する。</u></p>	<p>第3条～第11条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 特別委員会</p> <p>第12条～第14条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>





# 日本商品先物取引協会

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-1-11

☎ 03-3664-4732

URL <https://www.nisshokyo.or.jp>